

重度障害者医療費支給制度の他の政令市の実施状況について

	精神障害に係る対象者	
	道府県制度	政令市制度
札幌市	手帳1級	道制度と同じ
仙台市	手帳1級	県制度と同じ
さいたま市	手帳1級 (65歳以上で重度障害になった場合を除く。)	県制度と同じ
千葉市	手帳1級 (65歳以上で重度障害になった場合を除く。)	県制度と同じ
横浜市	手帳1級 (65歳以上で重度障害になった場合を除く。)	手帳1級
川崎市	手帳1級 (65歳以上で重度障害になった場合を除く。)	手帳1級
相模原市	手帳1級 (65歳以上で重度障害になった場合を除く。)	手帳1級・2級
新潟市	手帳1級	県制度と同じ
静岡市	手帳1級	・手帳1級 ・手帳2級のうち、6歳以下であり、かつ小学校就学前の者
浜松市	手帳1級	県制度と同じ
名古屋市	・手帳1・2級(精神疾患に係る入院費) ・手帳1・2級かつ自立支援医療(精神通院) (精神疾患に係る通院費)	手帳1級・2級
大阪市	手帳1級	府制度と同じ
堺市	手帳1級	府制度と同じ
神戸市	手帳1級	県制度と同じ
岡山市		手帳1級かつ自立支援医療(精神通院)受給者
広島市	手帳1級かつ自立支援医療(精神通院)受給者	県制度と同じ
北九州市	手帳1級	県制度と同じ
福岡市	手帳1級	県制度と同じ
熊本市	手帳1級	県制度と同じ